

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (利益相反委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 農学研究院副院長及び工学研究院副院長 (3)～(5) (略) 3・4 (略)</p>	<p>本則 (利益相反委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 農学研究院副院長 <u>又は農学府副府長</u> 及び工学研究院副院長 <u>又は工学府副府長</u> (3)～(5) (略) 3・4 (略)</p>	

附 則(平成 29 年 4 月 24 日教規程第 12 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。